●自動運転の社会実装と次世代モビリティによる社会デザイン検討委員会設置要綱

（令和２年１２月２４日
日本学術会議第３０６回幹事会決定）

（設置）

第１　日本学術会議会則第１６条第１項に基づく課題別委員会として、自動運転の社会実装と次世代モビリティによる社会デザイン検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（職務）

第２　委員会は、内閣官房や内閣府等の政府機関における動きや、日本学術会議協力学術研究団体を含めた国内外の学術団体や研究グループの動きと連動しながら、長期的な視点から社会的課題を対象として幅広く社会と自動運転とのかかわりを分野横断的に審議する。

（組織）

第３　委員会は、３０名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

（分科会）

第４　委員会に、次の表のとおり分科会及び小委員会を置く。

分科会	調査審議事項	構成	設置期限
自動運転企画分科会	１．急速に進む自動運転の社会実装状況の的確な把握及び関連する諸課題の整理と検討 ２．小委員会で審議する諸課題の整理、親委員会の議題検討 ３．関連する研究者や研究プログラム及び研究機関・組織との連携や情報発信に関すること	10 名程度以内の会員又は連携会員	設置期間：令和３年４月 21 日～令和５年９月 30 日
自動運転と共創する未来社会検討小委員会	１．急速に進む自動運転の社会実装状況の的確な把握及び関連する諸課題の整理と検討 ２．未来社会との共創に関わる課題について審議し、分科会、親委員会に報告する ３．関連する研究者、研究プログラム及び研究機関・組織との連携及び情報発信に関すること	20 名程度以内の会員、連携会員又は会員若しくは連携会員以外の者	令和５年９月 30 日まで

（設置期限）
第５　委員会は、令和５年９月３０日まで置かれるものとする。

（庶務）
第６　委員会の庶務は、事務局各課・参事官の協力を得て、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

（雑則）
第７　この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附　則
この決定は、決定の日から施行する。

附　則（令和３年４月２１日日本学術会議第３１１回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附　則（令和３年５月２７日日本学術会議第３１２回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。